

つくば市家庭系ごみ集積所の設置に関する要綱

平成 25 年 10 月 25 日

告示第 1043 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日告示第 426 号

改正 令和 3 年 1 月 4 日告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民の良好な生活環境の保全に寄与するとともに、家庭系ごみ収集作業の安全性及び効率性の確保を図るため、家庭系ごみ集積所（以下「ごみ集積所」という。）の設置について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「住民団体」とは、区会、自治会その他これに類する住民自治組織をいう。

(ごみ集積所を設置しようとする者の責務)

第 3 条 ごみ集積所を設置しようとする者は、ごみ集積所の場所の選定及び確保に当たっては、その近隣者に説明を行い、その理解を得るように努めるものとする。

(ごみ集積所の設置)

第 4 条 次に掲げる者は、この要綱の定めるところに従い、ごみ集積所を設置するものとする。

- (1) 自らが利用するごみ集積所を設置しようとする者
- (2) 宅地分譲事業（複数の住宅用地を分譲する事業に限る。以下同じ。）の事業主
- (3) 共同住宅、長屋、寄宿舎又は寮の用途に供する建築物（以下「共同住宅等」という。）の建築主

(事前協議)

第 5 条 前項各号に掲げる者は、ごみ集積所を設置する前に、市長と協議を行うも

のとする。

2 前項の協議を行おうとする場合は、ごみ集積所設置に関する協議書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 周辺道路の幅員を表示した配置図
- (3) ごみ集積所の構造に関する図面
- (4) 収集車が方向転換を要する場合は、収集車の軌跡図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平 29 告示 426 ・ 一部改正）

（ごみ集積所の設置場所）

第6条 ごみ集積所の設置場所は、次に定めるところによるものとする。ただし、ごみ集積所を設置しようとする場所又はその周辺の状況その他の事情を考慮した場合において、特別な理由があると認められるときは、この限りでない。

- (1) 収集車が容易に接近することができ、安全かつ効率的に積込み作業ができる場所とすること。
- (2) 道路に面した場所とすること。ただし、敷地の奥等道路に面していない場所とする場合は、収集車が通り抜けることができ、又は安全かつ容易に方向転換することができること。
- (3) 収集車の停車位置からごみ集積所の排出口までの距離は、1メートル以内とすること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、3メートル以内とすること。
- (4) 植栽、堀、ガードレール等積込み作業に支障のある障害物がない場所とすること。
- (5) 収集車が道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する駐停車禁止区域に停車しなくては、ごみを直接積み込むことができない場所でないこと。
- (6) 積込み作業に要する時間中、収集車が停車していても車両の通行に支障のな

い場所とすること。

(平 29 告示 426 ・ 一部改正)

(住民団体による設置)

第 7 条 住民団体がごみ集積所を設置する場合は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 1 か所当たりの利用戸数は、概ね 10 戸以上とすること。ただし、概ね 10 戸以上とすることが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。
- (2) ごみの飛散を防ぐため、ダストボックス等を設置すること。

(平 29 告示 426 ・ 一部改正)

(宅地分譲事業の事業主による設置)

第 8 条 宅地分譲事業の事業主がごみ集積所を設置する場合は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 事業区域内に設置すること。ただし、近隣の既存のごみ集積所を利用することが可能なときは、この限りでない。
- (2) 概ね 20 戸に 1 か所の割合で設置すること。ただし、事業区域内の戸数が 20 戸に満たない場合は、1 か所設置すること。
- (3) 面積は、1 か所 5 平方メートルを標準とし、計画戸数に 0.25 平方メートルを乗じて得た面積以上とすること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、計画戸数に 0.25 平方メートルを乗じて得た面積以上、かつ、1 か所 1 平方メートル以上とすること。
- (4) ごみの水分の流出を防ぐため、床は土間打ちコンクリートとすること。
- (5) ごみの飛散を防ぐため、ダストボックスを設置すること。

(共同住宅等の建築主による設置)

第 9 条 共同住宅等の建築主がごみ集積所を設置する場合は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 建築物の敷地内に設置すること。ただし、近隣の既存のごみ集積所を利用す

ることが可能なときは、この限りでない。

(2) 面積は、計画戸数に 0.2 平方メートルを乗じて得た面積以上とすること。

(3) 建築物の敷地内に収集車が入る場合は、収集車の車両規格を考慮した施設を整備し、収集車の通行に支障がない幅員及び高さを有する通路に接続する場所に設置すること。

(4) ごみの水分の流出を防ぐため、床は土間打ちコンクリートとすること。

(5) ごみの飛散を防ぐため、囲い及び高さ 180 センチメートル以上の扉を設け、かつ、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根を設けること。ただし、ダストボックスを設置する場合は、この限りでない。

(ごみ集積所の設置届)

第 10 条 ごみ集積所を設置したときは、収集開始を希望する日の 1 週間前までに、ごみ集積所設置届出書（戸建て住宅用にあつては様式第 2 号、共同住宅等にあつては様式第 3 号）及び次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 案内図

(2) 周辺道路の幅員を表示した配置図

(3) ごみ集積所の構造に関する図面

(平 29 告示 426 ・ 一部改正)

附 則

この告示は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年告示第 426 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年告示第 2 号)

この告示は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

ごみ集積所設置に関する協議書

年 月 日

つくば市長 宛て

住所

氏名

電話番号

次のごみ集積所の設置について協議をしたいので申し出ます。

集積所又は建築物の 所在地及び名称		
建築物の用途	戸建て住宅 ・ 共同住宅 ・ 店舗付住宅	
建築物の概要	階 数	戸 数(区画数)
開発行為	該当する ・ 該当しない	
着工予定年月日	年 月 日	
完成予定年月日	年 月 日	
集積所の設置場所	別添図面のとおり	
集積所の概要	設 置 数	面 積
		m ²
担 当 者	住 所 氏 名 電話番号	
近隣住民への 説明状況等		

協 議 日	年 月 日	協議完了 ・ 協議未了
-------	-------	-------------

備考 案内図、配置図及び構造図を添付すること。

様式第2号（第10条関係）

新規集積所設置に伴う届出書（戸建て住宅用）

年 月 日

つくば市長 宛て

住所

氏名

電話番号

新たにごみ集積所を設置したので届け出ます。

なお、その維持管理は、管理者が責任をもって行います。

設置場所	つくば市	番地	外	筆
利用者の氏名				
集積所の構造等	屋根（有・無）・扉（有・無） 面積 m ² ・ ダストボックス（有・無）			
収集開始希望日	年 月 日			

※ 以下は、記入しないでください。

収集開始日	年 月 日	供 覧	課長	課長補佐	係長	係

様式第3号（第10条関係）

新規集積所設置に伴う届出書（共同住宅等用）

年 月 日

つくば市長 宛て

住所

氏名

電話番号

新たにごみ集積所を設置したので届け出ます。

なお、その管理は、所有者及び管理者が責任をもって行います。

共同住宅等の所在地 及び名称	
共同住宅等の規模	階建 世帯
管理者の住所、氏名及 び電話番号	
ごみ集積所の構造	屋根（有・無）・扉（有・無） 面積 m ² ・ ダストボックス（有・無）
収集開始希望日	年 月 日

※ 以下は、記入しないでください。

収集開始日	年 月 日	供 覧	課長	課長補佐	係長	係

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(平 29 告示 426 ・ 一部改正)

様式第 2 号 (第 10 条関係)

(平 29 告示 426 ・ 一部改正)

様式第 3 号 (第 10 号関係)

(平 29 告示 426 ・ 一部改正)